

指定管理者が行う業務の分類

共通事項

業務の範囲	業務の分類	業務の内容
文化施設の運営に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 文化芸術の振興を図る業務
施設及び設備の提供に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 施設及び設備の貸出業務
		2 備品等貸出業務
		3 施設利用受付業務
		4 エントランスホール運営業務
使用の許可に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 施設の使用許可業務
使用料金収納に関する業務	運営業務 【非指定管理業務】	1 料金収納業務
その他文化施設の設置の目的を達成するために必要な業務	運営業務 【指定管理業務】	1 文化振興に関する業務
		2 文化芸術団体等に関する業務
		3 施設の利用促進業務
施設及び設備の維持管理に関する業務	管理業務 【指定管理業務】	1 施設維持管理業務
		2 設備維持管理業務
		3 備品等維持管理業務
		4 衛生管理業務
		5 植栽等維持管理業務
		6 外構施設維持管理業務
		7 廃棄物処理業務
		8 警備等業務
	管理業務 【非指定管理業務】	9 駐車場維持管理業務
	管理業務 【指定管理業務】	10 その他維持管理業務
その他教育長が施設の管理運営上必要と認める業務	その他の業務 【指定管理業務】	1 経理に関する業務
		2 事業計画書等の作成
		3 利用者等満足度調査の実施
		4 事業報告書等の作成
		5 業務の実施状況の確認等
		6 指定の期間終了における業務
指定管理者が実施できる業務	自主事業 【非指定管理業務】	1 自主事業

文化センター

業務の範囲	業務の分類	業務の内容
文化施設の運営に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 社会教育活動の育成に寄与する業務